

行事カレンダー

Calendar

①「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されました  
～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

◆納付した国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、社会保険料控除の対象として課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、その年の1月から12月までに納付した保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

◆ご家族の保険料を納付された場合も控除対象となります

ご自身の保険料だけではなく、配偶者やお子様など、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の社会保険料控除対象となります。

◆社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されました。申告書などの提出の際には、必ずこの証明書または領収書を添付してください。(※平成27年10月1日から12月31日までの間に、今年始めて国民年金保険料を納付された方へは、翌年の2月上旬に送付されます。)

② 11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!

厚生労働省では、国民一人一人が「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としました。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、年金記録を基に、将来の年金受給見込額について様々な条件での試算をすることもできます。(※ねんきんネットのご利用にはユーザーIDの取得が必要です。)

なお「ねんきんネット」について詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所へお問い合わせください。

〈ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル〉

☎0570-058-555

※050から始まる電話でおかけになる場合

☎03-6700-1144

〈その他年金に関する問い合わせ〉

問郡山年金事務所 ☎024-932-3434

問町民生活課 ☎72-6933

月日	行事	時間	場所
11/16(月)			
17(火)	発達相談日	9:00~12:00 要予約	母子健康センター
18(水)	3~4カ月児、 9~10カ月児健診	受付 13:00~13:30	母子健康センター
19(木)	親子ふれあい教室 夜間ヘルスアップ運動教室	受付 10:00~10:15 19:00~20:30	母子健康センター 町民体育館
20(金)	ヘルスアップ運動教室	13:30~15:30	多目的研修集会施設
21(土)			
22(日)			
23(月)			
24(火)	精神保健デイケア	10:00~14:00 要予約	多目的研修集会施設
25(水)	3歳児健診	受付 13:00~13:30	母子健康センター
26(木)	おやつ教室	受付 10:00~10:15 要予約	母子健康センター
27(金)			
28(土)			
29(日)			
30(月)			
12/1(火)			
2(水)			
3(木)	夜間ヘルスアップ運動教室	19:00~20:30	町民体育館
4(金)	すくすく教室 ヘルスアップ運動教室	要予約 13:30~15:30	母子健康センター 多目的研修集会施設
5(土)			
6(日)			
7(月)	ママのリフレッシュ教室	受付 10:00~10:15	母子健康センター
8(火)	健康相談日	9:00~15:00	母子健康センター
9(水)	3~4カ月児、 9~10カ月児健診	受付 13:00~13:30	母子健康センター
10(木)	精神保健デイケア 夜間ヘルスアップ運動教室	10:00~14:00 19:00~20:30	多目的研修集会施設 町民体育館
11(金)			
12(土)	乳がん検診	要予約	勤労青少年ホーム
13(日)			
14(月)			
15(火)			